

【アメリカ】 カリフォルニア州最高裁同性婚容認

* 2008年5月15日、カリフォルニア州最高裁判所は、州における同性婚の合法性を認める判決を下した(注)。判決は6月16日より効力を発する。これにより「未婚」の個人は、カリフォルニア州在住であるか否かに関わらず、別途、査証等の問題があるものの、たとえ米国市民でなくても婚姻が認められ、これまで有していたドメスティック・パートナーシップ(婚姻と類似の権利義務関係を認められる法的関係)を解消することなく、結婚証明書を得られる。また、他国での同性婚者も、自動的に州での婚姻を認められる(ただし、州で再度婚姻(重婚)する事はできない)。

連邦の同性婚とカリフォルニア州の同性婚

1990年代、ハワイ州最高裁が、州婚姻法が同性婚を認めないことにより、人々の様々な権利・利益を剥奪しており、違憲の可能性があると示したことから、同性婚容認への社会的機運が高まった。これに対し連邦議会は、1996年結婚防衛法(P.L.104-199, 110 STAT.2419(1996))を制定した。連邦法においては①「結婚」、「配偶者」の定義を異性間に限定し、②ある州で同性間に結婚または類似の身分関係が認められているとしても、その関係を認める義務は他州にないという内容である。これにより、ある州が同性婚を認めたとしても、その効力は当該州内部に限られ、連邦税法で配偶者に認められる恩恵等を受享受できない。また、現在同性婚は軍の除隊理由ともされている。

カリフォルニアは全米でも最も人口の多い州であり、自らをゲイと見なす居住者の割合も高い。これまでも同性婚容認に関して様々な歴史的経緯があった。同性婚反対の動きとしては、1977年にカリフォルニア州民法第4100条(現カリフォルニア家族法第300条)への「本条で同性婚が認められるかは明らかでない」との注記の付与、2000年「プロポジション(署名数等の要件を具備し投票に付すことを認められた住民提案、イニシアティブ(直接立法)の一種)22」による「州では結婚とは1人の男性と1人の女性の間にのみ認められる」の成立がある。一方、擁護の動きとしては、2004年のブッシュ大統領の同性婚を否定する一般教書演説に対抗した、サンフランシスコ市による同性カップルへの結婚証明書の独自交付がある。同様の動きは各自治体に広がったが、最終的に、カリフォルニア州では最高裁判決により婚姻は無効化された。2005年州議会は全米初の同性婚容認法を可決したが、シュワルツェネッガー州知事は拒否権を行使した。

判決の内容・特色

判決は、カリフォルニア州憲法が基本的人権として結婚する権利を同性カップルに対しても保護していることを認めたものである。判決は、約60年前の異人種間の婚姻禁止法を違憲無効とする判決(Perez v Sharp (1948) 32 Cal.2d 711)の「基本的人権はひとたび認められたならば、歴史的にそのような権利を認められてこなかった特定の集団に属することを理由に否定することはできない」という内容を先例として引用した。すなわち性別を根拠に婚姻を認めないことは、人種を根拠に婚姻を認めないことと同様に疑わしい婚姻認定基準であるということである。これにより判決では、ドメステ

ニック・パートナーシップ等（以下「DP 等」）を結婚の代用にすることは「差別的」な措置とした。政府に対しては、婚姻を異性間に限定するには、やむにやまれぬ権益を達成する必要があることを、政府が証明すべきとの要件を課した。また判決で特筆すべきことは、同性カップルによる子どもの養育に関して、確たる根拠のない否定的な意見が多い中、そのことに対し尊重と尊厳を認めることがはっきりと言及されている点である。その他の興味深い点としては、4 対 3 で賛成票を投じた判事は、1 人を除きすべて共和党系州知事時代に任命されていたことがある。DP 等を同性婚の代替とすることには、従来から批判も多かった。DP 等は、例えば税の合算や社会保障等で配偶者と同様の地位を獲得したいという要求等から発展した制度である。すなわち、同性カップルは配偶者なら当然に得られる権利を、何らかの不都合が生じた時点でひとつひとつ数え上げ、DP 等で認められる権利として主張していかねばならず、例えば、DP 等が一般的でない州で緊急事態が起きた場合、病院での面会、治療の決定等についてパートナーが何ら関与できない等の不都合が、始終報告されているのである。

今後の動向・2008 年大統領選挙

カリフォルニア州の同性婚は州内のみの効力であり、他州では結婚防衛法の範囲内で個別の判断となる。選挙年である今年 11 月には州でイニシアティブ投票も行われるため、同性婚反対派は判決直後から、州憲法自体を同性婚禁止のため修正する内容のイニシアティブを提案すべく署名集め（約 100 万人分が必要）に動き始めた。あわせてこの憲法修正イニシアティブが成立した場合の法運用の混乱を防止するという理由で、イニシアティブ投票終了までの判決の停止を求める訴えも起こしている。共和党系の他州法務長官は、同様の理由で判決を 11 月までは停止するようにカリフォルニア州法務長官に依頼している。しかし、サンフランシスコ市法務長官や州法務長官は「州最高裁の判断により結論がでた問題」との認識を表明し、応じない構えである。シュワルツェネッガー州知事も、判決後直ちに、最高裁の判断を尊重するというコメントを出している。現在、憲法修正のイニシアティブの行方は未知数と言われている。

この判決を受け、大統領選挙で同性婚が前回ほどの争点となり得るかも微妙とされている。民主党指名獲得最有力のオバマ大統領候補は、DP 等を支持しながらも、同性婚は認めていない（ただし、軍隊における DP 等を認める法案を支持している）。共和党マケイン候補は結婚は「男女の 1 名ずつの結びつき」に限るとの立場を表明している。両者とも、DP 等は差別的待遇であるとした今回の判決と同様の立場とは言えない。

『ロサンゼルス・タイムズ』は世論調査の結果、特に民主党、無党派支持者にとって同性婚が、実は大統領選の最優先課題となっていない点を指摘している。一方、共和党支持者は、同性婚をかなり優先的判断基準に挙げているとの結果がでてい

注 *In re Marriage Cases*(2008) 43 Cal.4th 757 [76 Cal.Rptr.3d 683, 183 P.3d 384]

<<http://www.courtinfo.ca.gov/opinions/documents/S147999.PDF>>

(井樋 三枝子・海外立法情報課)